

2 0 2 3 年 漁 業 セ ン サ ス
海 面 漁 業 調 査
漁 業 経 営 体 調 査 結 果 (概数)

(兵庫県)

令 和 5 年 1 1 月 1 日 現 在

この速報は、2023年漁業センサス海面漁業調査のうち、漁業経営体調査の主な事柄に関する兵庫県の結果をとりまとめたものです。

なお、数値は概数値であり、後日、農林水産省が確定値を公表します。

令 和 6 年 8 月 3 0 日 公 表

兵庫県企画部統計課

目 次

調査の概要	1
調査結果の概要	2
統計表	12
参 考	17

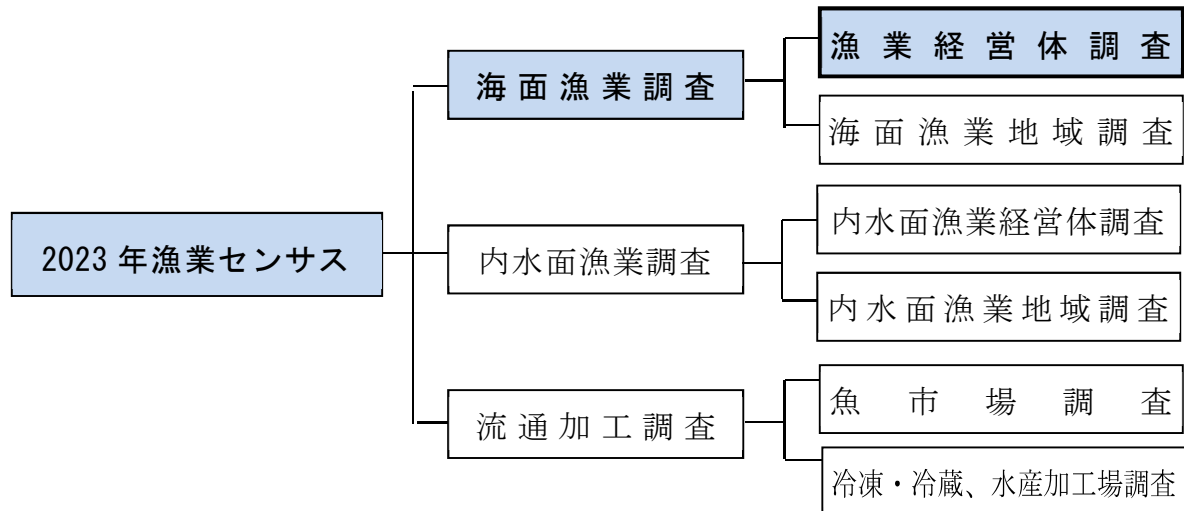
I 調査の概要

1 調査の目的

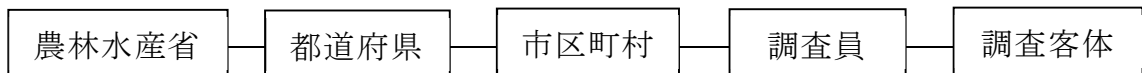
漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握することを目的に、5年ごとに行う調査で、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備する。

2 調査の種類

調査には、次の種類があり、海面漁業調査漁業経営体調査は、県及び市町を通じて実施した（他の調査は、農林水産省が直接実施）。



3 漁業経営体調査の系統



4 漁業経営体調査の調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査の方法（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）により行った。

また、オンライン利用率や調査客体の利便性を向上させるため、スマートフォンやタブレットからの回答も可能とした。

5 漁業経営体調査の対象

海面に沿う市町に所在する海面漁業に係る漁業経営体

6 漁業経営体調査の主要調査事項

- (1) 生産構造（営んだ漁業種類、漁船、養殖施設その他の経営の状況）
- (2) 就業構造（漁業従事世帯員・役員の状況、個人経営体の世帯の状態）

7 漁業経営体調査の調査期日

令和5年11月1日現在

II 調査結果の概要

1 漁業経営体

漁業経営体とは、調査期日前1年間（令和4年11月1日～令和5年10月31日。以下同じ。）に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。

ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

※用語の解説は、17ページ以降に記載。

(1) 漁業経営体の総数

本県における令和5年11月1日（調査期日）現在の海面漁業経営体数は2,322経営体（全国第8位）で、5年前（平成30年調査）に比べ390経営体（14.4%）減少した。〔全国は17.0%の減少〕

海区別では、日本海西区は290経営体で28経営体（8.8%）減少し、減少率は、5年前に比べ6.4ポイント低くなっている。

瀬戸内海区では2,032経営体で362経営体（15.1%）減少し、減少率は、5年前に比べ0.8ポイント高くなっている。

図1 海面漁業経営体数の推移

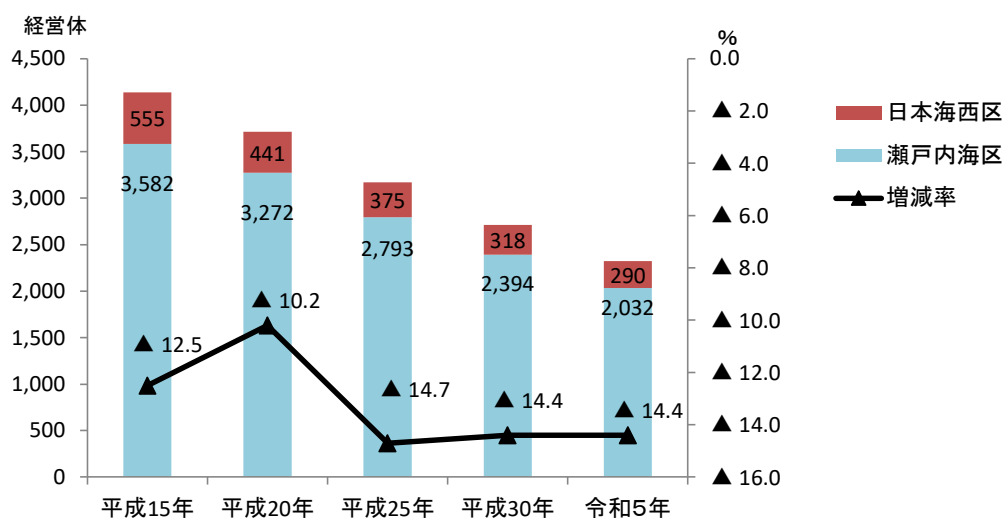


表1 海区別漁業経営体の推移

経営体数	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年	増減率(%) (平25~30)	増減率(%) (平30~令5)
兵庫県	4,137	3,713	3,168	2,712	2,322	△ 14.4	△ 14.4
うち日本海西区	555	441	375	318	290	△ 15.2	△ 8.8
うち瀬戸内海区	3,582	3,272	2,793	2,394	2,032	△ 14.3	△ 15.1

(2) 経営組織別漁業経営体数

経営組織別にみると、個人経営体は 1,902 経営体（全国第 13 位）、5 年前に比べ 345 経営体（15.4%）減少した。〔全国は 17.6%の減少〕

団体経営体は 420 経営体（全国第 2 位）で 5 年前に比べ 45 経営体（9.7%）減少〔全国は 6.1%の減少〕したが、このうち会社は 79 経営体で 5 年前に比べ 12 経営体（17.9%）増加した。また、共同経営は 340 経営体（全国第 2 位）で 5 年前に比べ 57 経営体（14.4%）減少した。

海區別にみると、日本海西区では個人経営体が 32 経営体（11.4%）減少、団体経営体数は 4 経営体（10.5%）増加、瀬戸内海区では個人経営体が 313 経営体（15.9%）減少、団体経営体は 49 経営体（11.5%）減少した。

表 2 経営組織別漁業経営体数

単位：経営体

経営組織	計				増減(令.5-平.30)		日本海西区		瀬戸内海区	
	令.5	構成比	平.30	構成比	実数	増減率	令.5	平.30	令.5	平.30
		%		%		%				
計	2,322	100.0	2,712	100.0	△ 390	△ 14.4	290	318	2,032	2,394
個人経営体	1,902	81.9	2,247	82.9	△ 345	△ 15.4	248	280	1,654	1,967
団体経営体	420	18.1	465	17.1	△ 45	△ 9.7	42	38	378	427
会社	79	3.4	67	2.5	12	17.9	41	36	38	31
漁業協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業生産組合	1	0.0	1	0.0	0	0.0	1	1	-	-
共同経営	340	14.6	397	14.6	△ 57	△ 14.4	-	1	340	396
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注：共同経営とは、二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているもの。

注：構成比は、小数点第2位を四捨五入した。このため、合計が100.0と一致しない場合がある。（以下同じ。）

(3) 漁業層別経営体数

漁業層は、以下の階層をいう。

沿岸漁業層とは、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船 10 トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

中小漁業層とは、動力漁船 10 トン以上 1,000 トン未満の各階層を合わせたものをいう。

大規模漁業層とは、動力漁船 1,000 トン以上の各階層を合わせたものをいう。

漁業層別にみると、5 年前に比べ沿岸漁業層が 307 経営体（12.8%）減少〔全国は 17.1%の減少〕した。

表 3 漁業層別漁業経営体数

単位：経営体

区分	令.5	構成比	平.30	構成比	増減率 (令.5-平.30)
		%		%	
計	2,322	100.0	2,712	100.0	△ 14.4
沿岸漁業層	2,086	89.8	2,393	88.2	△ 12.8
うち海面養殖層	342	14.7	388	14.3	△ 11.1
うち海面養殖を除く層	1,744	75.1	2,005	73.9	△ 13.0
中小漁業層	236	10.2	319	11.8	△ 26.3
大規模漁業層	-	-	-	-	-

(4) 営んだ漁業種類別経営体数

営んだ漁業種類別にみると、小型底びき網が 756 経営体（全体に占める割合 32.6%）で最も多く、次いで、その他の釣りが 437 経営体（同 18.8%）となっている。

沖合底びき網 1 そうびきの 37 経営体〔全国は 226 経営体〕と船びき網の 321 経営体〔全国は 2,580 経営体〕がそれぞれ全国第 1 位、小型底びき網の 756 経営体〔全国は 7,478 経営体〕が全国第 2 位となっている。

表 4 営んだ漁業種類別経営体数（複数回答）

区分	令. 5		平. 30		増減率 (令. 5-平. 30) %	区分	令. 5		平. 30		増減率 (令. 5-平. 30) %
	経営体	経営体	経営体	経営体			経営体	経営体	経営体	経営体	
計（実数）	2,322	2,712			△ 14.4						
底 び き 網						釣					
遠洋底びき網	-	-			-	遠洋かつお一本釣	-	-			-
以西底びき網	-	-			-	近海かつお一本釣	-	-			-
沖合底びき網 1 そうびき	37	50			△ 26.0	沿岸かつお一本釣	-	-			-
沖合底びき網 2 そうびき	-	-			-	遠洋・近海いか釣	1	-			△ 50.0
小型底びき網	756	924			△ 18.2	遠洋いか釣	-	-			
						近海いか釣	-	2			
船 び き 網	321	342			△ 6.1	沿岸いか釣	96	108			△ 11.1
						ひき縄釣	256	232			10.3
ま き 網						その他の釣	437	534			△ 18.2
大中型まき網											
1 そうまき遠洋 かつお・まぐろ	-	-			-	小 型 捕 鯨	-	-			-
1 そうまき近海 かつお・まぐろ	-	-			-	潜 水 器 漁 業	5	4			25.0
1 そうまきその他	-	-			-	採 貝 ・ 採 藻	214	257			△ 16.7
2 そうまき	-	-			-	そ の 他 の 漁 業	358	391			△ 8.4
中・小型まき網	19	15			26.7	その他の漁業のうち (たこつぼ)	(158)	(163)			(△)3.1
						(べにずわいかにかご)	(9)	(9)			(0.0)
刺 網						海 面 養 殖					
さけ・ます流し網	-	-			-	魚 類 養 殖					
かじき等流し網	-	-			-	ぎんざけ養殖	-	-			-
その他の刺網	281	380			△ 26.1	ぶり類養殖	2	1			100.0
						まだい養殖	2	2			0.0
さ ん ま 棒 受 網	-	-			-	ひらめ養殖	-	-			-
大 型 定 置 網	2	2			0.0	くろまぐろ養殖	-	-			-
さ け 定 置 網	-	-			-	とらふぐ養殖	5	6			△ 16.7
小 型 定 置 網	52	53			△ 1.9	にじます養殖	1	-			nc
そ の 他 の 網 漁 業	97	54			79.6	その他のさけ・ます養殖	2	-			nc
						その他の魚類養殖	1	-			nc
は え 縄						ほたてがい養殖	-	-			-
遠洋まぐろはえ縄	-	-			-	かき類養殖	83	79			5.1
近海まぐろはえ縄	-	-			-	その他の貝類養殖	36	38			△ 5.3
沿岸まぐろはえ縄	-	-			-	くるまえび養殖	1	1			0.0
その他のはえ縄	65	77			△ 15.6	ほや類養殖	-	-			-
						その他の水産動物類養殖	-	-			-
						こんぶ類養殖	6	5			20.0
						わかめ類養殖	70	94			△ 25.5
						のり類養殖	211	257			△ 17.9
						その他の海藻類養殖	-	-			-
						真珠養殖	-	-			-
						真珠母貝養殖	-	-			-

注：複数回答がある項目であるため、計と内訳の合計は一致しない。

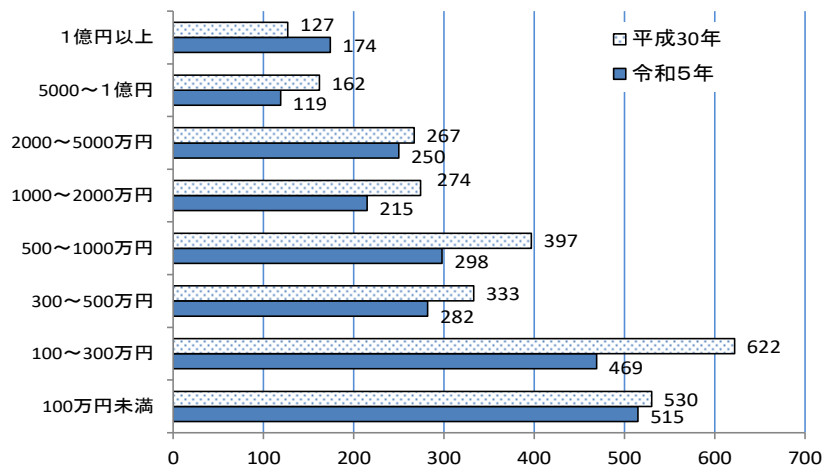
注：令和 5 年調査において「1 そうまきその他」は「1 そうまき近海かつお・まぐろ」と「1 そうまきその他」を、「遠洋・近海いか釣」は「遠洋いか釣」と「近海いか釣」を統合して調査項目として設定した。また、対前回増減率はそれぞれ平成 30 年値を合計し算出した。

注：令和 5 年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成 30 年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいる。

(5) 漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数

調査期日前1年間の漁獲物・収穫物を販売金額規模別にみると、「100万円未満」が515経営体（全体に占める割合22.2%）で最も多く、次いで「100万円から300万円未満」が469経営体（同20.2%）、「500万円から1,000万円未満」が298経営体（同12.8%）となっており、1,000万円未満が全体の67.4%を占めている。また、「1,000万円未満」は1,564経営体で5年前に比べ318経営体（16.9%）減少、「1,000万円以上」は758経営体で5年前に比べ72経営体（8.7%）減少している。

図2 漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数



(6) 漁獲物・収穫物の出荷先別延べ漁業経営体数

漁獲物・収穫物の出荷先別にみると、「漁業協同組合の市場又は荷さばき所」が1,704経営体（全体に占める割合73.4%）で最も多く、次いで「漁業協同組合以外の卸売市場」が414経営体（同17.8%）、「流通業者・加工業者」が336経営体（同14.5%）となっている。

表5 漁獲物・収穫物の出荷先別延べ漁業経営体数（複数回答）

区分	令. 5		平. 30		増減率
	経営体	構成比	経営体	構成比	(令. 5-平. 30)
計 (実数)	2,322	100.0	2,712	100.0	△ 14.4
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	1,704	73.4	1,942	71.6	△ 12.3
漁業協同組合以外の卸売市場	414	17.8	565	20.8	△ 26.7
流通業者・加工業者	336	14.5	406	15.0	△ 17.2
小売業者・生協	92	4.0	99	3.7	△ 7.1
外食産業	60	2.6	40	1.5	50.0
消費者に直接販売	252	10.9	316	11.7	△ 20.3
- 自営の水産物直売所で	84	3.6	59	2.2	42.4
- その他の水産物直売所で	36	1.6	44	1.6	△ 18.2
- 他の方法で	163	7.0	213	7.9	△ 23.5
その他	71	3.1	56	2.1	26.8

注：複数回答がある項目であるため、計と内訳の合計は一致しない。

2 労働力

(1) 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

漁業従事世帯員とは、個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。

漁業従事役員とは、団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は、責任のある者に含めない。

漁業従事世帯員・役員数は 3,698 人であり、このうち漁業従事世帯員は 2,436 人、漁業従事役員は 1,262 人となっている。

また、年齢階層別にみると、漁業従事世帯員は 64 歳以下が 1,286 人で全体の 52.8% となっており、漁業従事役員は 64 歳以下が 926 人で全体の 73.4% となっている。〔全国はそれぞれ 49.3%、69.9%〕

表 6 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

区分	計	15～29歳	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
数(人)									
計	3,698	173	326	492	839	382	417	460	609
漁業従事世帯員	2,436	92	155	286	511	242	293	364	493
漁業従事役員数	1,262	81	171	206	328	140	124	96	116
構成比(%)									
計	100.0	4.7	8.8	13.3	22.7	10.3	11.3	12.4	16.5
漁業従事世帯員	100.0	3.8	6.4	11.7	21.0	9.9	12.0	14.9	20.2
漁業従事役員数	100.0	6.4	13.5	16.3	26.0	11.1	9.8	7.6	9.2

(2) 責任のある者の状況

責任のある者とは、個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。

なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は、責任のある者に含めない。

ア 年齢階層別責任のある者数

漁業経営体の責任のある者は 3,266 人であり、このうち個人経営体では 2,004 人、団体経営体では 1,262 人となっている。

また、年齢階層別にみると、個人経営体では 65 歳以上が 973 人で全体の 48.6% を占める〔全国は 50.7%〕一方、団体経営体では 64 歳以下が 926 人で全体の 73.4%〔全国は 69.9%〕を占めている。

表 7 年齢階層別責任のある者数

区分	計	15～29歳	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
数(人)									
計	3,266	119	291	425	767	355	377	393	539
個人経営体	2,004	38	120	219	439	215	253	297	423
団体経営体	1,262	81	171	206	328	140	124	96	116
構成比(%)									
計	100.0	3.6	8.9	13.0	23.5	10.9	11.5	12.0	16.5
個人経営体	100.0	1.9	6.0	10.9	21.9	10.7	12.6	14.8	21.1
団体経営体	100.0	6.4	13.5	16.3	26.0	11.1	9.8	7.6	9.2

イ 団体経営体における役職別責任のある者数

団体経営体の責任のある者とは、団体経営体における経営主及び役員（支配人や代理を委任された人を含み、役員会に出席するだけの者は含まない。）をいう。

団体経営体の責任のある者を役職別にみると、経営主が 877 人（60.5%）、船長が 669 人（46.2%）、陸上作業において責任のある者が 294 人（20.3%）となっている。

また、役職別の平均年齢をみると、経営主が 55.0 歳〔全国は 58.7 歳〕、船長が 52.8 歳〔全国は 55.0 歳〕、陸上作業において責任のある者が 58.5 歳〔全国は 59.4 歳〕となっている。

表 8 団体経営体における役職別責任のある者数（複数回答）

区 分	計 (実数)	経営主	海上作業において責任のある者					陸上作業にお いて責任のあ る者
			漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外	
数 (人)	1,449	877	287	669	88	124	279	294
構成比 (%)	-	60.5	19.8	46.2	6.1	8.6	19.3	20.3
平均年齢 (歳)	-	55.0	56.5	52.8	52.3	51.7	52.6	58.5

(3) 漁業就業者数

漁業就業者とは、満 15 歳以上で調査期日前 1 年間に漁業の海上作業に年間 30 日以上従事した者をいう。

ア 自営・雇われ別漁業就業者数

自家漁業のみに従事とは、個人経営体の世帯員のうち、自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう。

漁業雇われとは、調査期日前 1 年間に賃金報酬を得ることを目的に漁業雇われで作業をした者で、自家漁業を行いながら雇われて漁業の仕事をしている者を含む。

漁業就業者数は 3,947 人で、5 年前に比べ 893 人（18.5%）減少した。〔全国は 20.1%の減少〕。

これを、自営・雇われ別にみると、個人経営体の自家漁業のみに従事した者は 1,462 人で、5 年前に比べ 350 人（19.3%）減少した。

また、漁業従事役員は 1,141 人、漁業雇われは 1,344 人で、5 年前に比べ、それぞれ 187 人（14.1%）、356 人（20.9%）減少した。

表 9 自営・雇われ別漁業就業者数

区 分	令 . 5	構 成 比	平 . 30	構 成 比	増 減 (令 . 5-平 . 30)	
	人	%	人	%	実 数	増 減 率
漁業就業者数 計	3,947	100.0	4,840	100.0	△ 893	△ 18.5
自家漁業のみに従事	1,462	37.0	1,812	37.4	△ 350	△ 19.3
うち新規就業者数	4	0.1	3	0.1	1	33.3
漁業従事役員	1,141	28.9	1,328	27.4	△ 187	△ 14.1
漁業雇われ	1,344	34.1	1,700	35.1	△ 356	△ 20.9

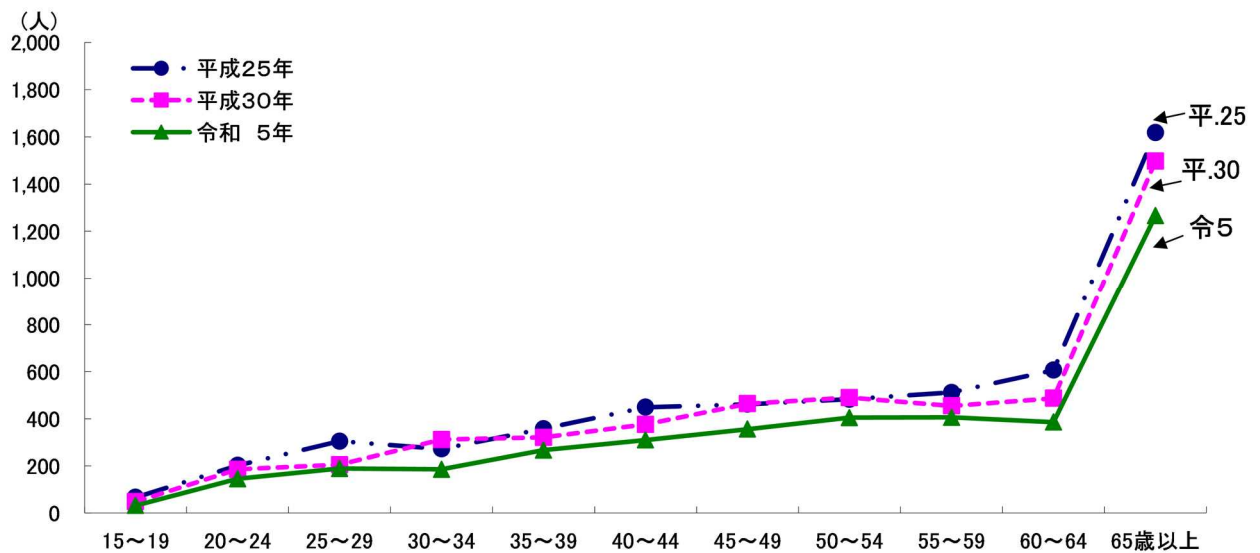
イ 年齢階層別漁業就業者数

漁業就業者数を年齢階層別にみると、65歳以上の漁業就業者が1,266人と全体の32.1%を占めている。〔全国は39.2%〕

表 10 年齢階層別漁業就業者数

区分	令. 5		平. 30		増減(令. 5-平. 30)	
	数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)	実数(人)	増減率(%)
計	3,947	100.0	4,840	100.0	△ 893	△ 18.5
15～19歳	32	0.8	48	1.0	△ 16	△ 33.3
20～24	145	3.7	185	3.8	△ 40	△ 21.6
25～29	189	4.8	205	4.2	△ 16	△ 7.8
30～34	185	4.7	312	6.4	△ 127	△ 40.7
35～39	267	6.8	321	6.6	△ 54	△ 16.8
40～44	310	7.9	376	7.8	△ 66	△ 17.6
45～49	356	9.0	464	9.6	△ 108	△ 23.3
50～54	405	10.3	490	10.1	△ 85	△ 17.3
55～59	406	10.3	455	9.4	△ 49	△ 10.8
60～64	386	9.8	487	10.1	△ 101	△ 20.7
65～69	376	9.5	491	10.1	△ 115	△ 23.4
70～74	384	9.7	409	8.5	△ 25	△ 6.1
75歳以上	506	12.8	597	12.3	△ 91	△ 15.2

図 3 年齢階層別漁業就業者数の推移



3 漁船

漁業経営体が調査期日前1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は船外機付漁船、無動力漁船を含め4,165隻で、5年前に比べ1,002隻(19.4%)減少した。〔全国は17.4%の減少〕

このうち動力漁船は3,234隻で、これを販売金額1位の漁業種類別にみると、底びき網が751隻と最も多く、次いで船びき網が659隻となっている。

図4 漁船隻数の推移

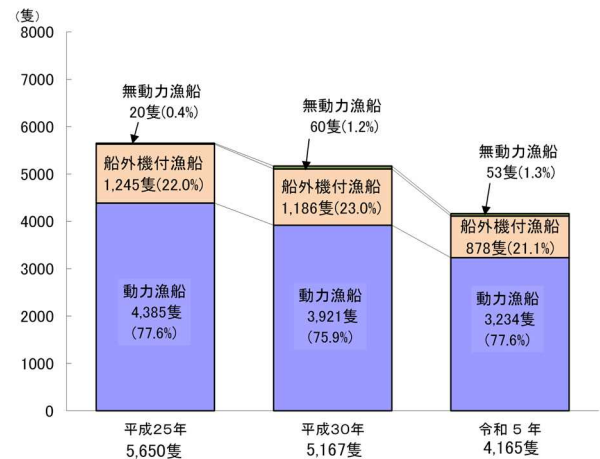


表11 販売金額1位の漁業種別漁船隻数

区分	令 . 5		平 . 30		増減率 (令 . 5 - 平 . 30) %
	隻	隻	隻	隻	
計 (漁船種類別)	4,165	5,167			△ 19.4
無動力船	53	60			△ 11.7
船外機付漁船	878	1,186			△ 26.0
動力船	3,234	3,921			△ 17.5
小計 (販売金額1位の漁業種別動力漁船隻数)	3,234	3,921			△ 17.5
底びき網	751	959			△ 21.7
船びき網	659	825			△ 20.1
まき網	34	48			△ 29.2
刺網	215	279			△ 22.9
さんま棒受網	-	-			-
大型定置網	7	6			16.7
小型定置網	-	-			-
その他漁業	51	57			△ 10.5
その他漁業	5.5	34			61.8
その他漁業	3.9	34			14.7
釣小漁業	386	510			△ 24.3
潜水漁業	-	-			-
潜水採藻	5	4			25.0
潜水採藻	41	50			△ 18.0
その他漁業	176	174			1.1
魚類養殖	-	-			-
ぎんざけ養殖	-	-			-
ぶり類養殖	3	1			200.0
まじら養殖	5	2			150.0
ひらめ養殖	-	-			-
とらふぐ養殖	12	15			△ 20.0
くろまぐろ養殖	-	-			-
にじます養殖	-	...			-
その他のさけ・ます養殖	1	...			nc
その他の魚類養殖	-	-			-
ほかの魚類養殖	-	-			-
かき類養殖	112	124			△ 9.7
その他の貝類養殖	14	8			75.0
くるまえび養殖	1	-			nc
ほや類養殖	-	-			-
その他の水産動物類養殖	-	-			-
こはんぶ類養殖	1	-			nc
かわめ類養殖	45	67			△ 32.8
のり類養殖	621	724			△ 14.2
その他の海藻類養殖	-	-			-
真珠養殖	-	-			-
真珠母貝養殖	-	-			-

注：令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しております。平成30年値は、「その他のさけ・ます類」を含んでいます。

注：表中の「…」は事実不詳又は調査を欠くものを示す（以下同じ。）。

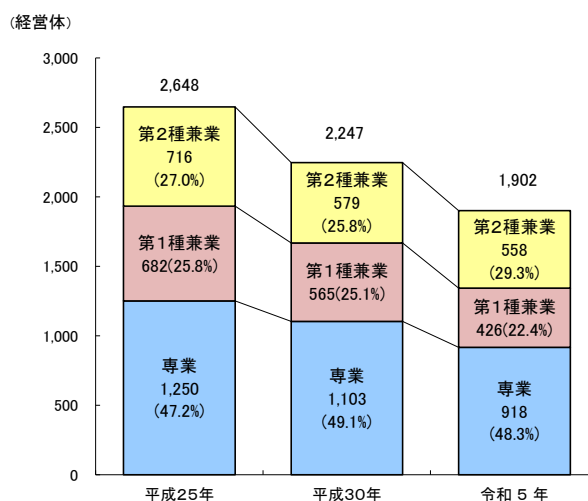
4 個人経営体

(1) 専兼業別経営体数

個人経営体は1,902経営体で、これを専兼業別にみると、専業は918経営体(全体に占める割合48.3%)

[全国は55.3%]、兼業は984経営体(同51.7%) [全国は44.7%]で、5年前に比べそれぞれ185経営体(16.8%)、160経営体(14.0%)減少した。[全国はそれぞれ11.4%、24.2%の減少]

図5 専兼業別個人経営体数の推移



(2) 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数

個人経営体の基幹的漁業従事者(個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。)を年齢階層別にみると、60歳以上が1,133経営体と全体の59.6% [全国は65.9%]で、5年前に比べ0.3ポイント低下した。

また、70歳以上が680経営体で、全体の35.8%を占めている。[全国は40.0%]

表12 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数

区分	令. 5	構成比	平. 30	構成比	増減(令. 5-平. 30)	
					実数	増減率
計	1,902	100.0	2,247	100.0	△ 345	△ 15.4
海上作業従事世帯員がいる	1,901	99.9	2,240	99.7	△ 339	△ 15.1
15 ~ 29 歳	33	1.7	34	1.5	△ 1	△ 2.9
30 ~ 34	43	2.3	56	2.5	△ 13	△ 23.2
35 ~ 39	68	3.6	66	2.9	2	3.0
40 ~ 44	74	3.9	110	4.9	△ 36	△ 32.7
45 ~ 49	130	6.8	181	8.1	△ 51	△ 28.2
50 ~ 54	191	10.0	238	10.6	△ 47	△ 19.7
55 ~ 59	229	12.0	226	10.1	3	1.3
60 ~ 64	209	11.0	273	12.1	△ 64	△ 23.4
65 ~ 69	244	12.8	327	14.6	△ 83	△ 25.4
70 歳以上	680	35.8	729	32.4	△ 49	△ 6.7
海上作業従事世帯員がない	1	0.1	7	0.3	△ 6	△ 85.7

(3) 後継者がいる個人経営体数

個人経営体のうち、自家漁業の後継者(満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。)がいる経営体は、279経営体で全体に占める割合は14.7%と5年前に比べ1.1ポイント高くなっている。[全国は16.9%]

表 13 後継者がいる経営体階層別個人経営体数

区分	県			県		
	令. 5	うち、後継者あり		平. 30	うち、後継者あり	
		経営体数	割合		経営体数	割合
計	経営体 1,902	経営体 279	% 14.7	経営体 2,247	経営体 306	% 13.6
(沿岸漁業層)						
海面漁業漁船使用	1,817	255	14.0	2,140	258	12.1
無動力漁船のみ	1,666	216	13.0	1,958	205	10.5
船外機付漁船	-	-	-	-	-	-
動力漁船使用 (総10トン未満)	174	10	5.7	206	13	6.3
大型定置網	1,399	199	14.2	1,657	181	10.9
さけ定置網	-	-	-	-	-	-
小型定置網	-	-	-	-	-	-
漁船非使用階層	34	2	5.9	34	7	20.6
海面養殖	59	5	8.5	61	4	6.6
ぶり類養殖	151	39	25.8	182	53	29.1
まだい養殖	1	1	100.0	1	1	100.0
ひらめ養殖	2	0	0.0	2	2	100.0
とらふぐ養殖	-	-	-	-	-	-
かき類養殖	2	0	0.0	5	4	80.0
その他の貝類養殖	53	15	28.3	48	18	37.5
くるまえび養殖	5	1	20.0	3	0	0.0
こんぶ類養殖	1	0	0.0	3	0	0.0
わかめ類養殖	2	0	0.0	-	-	-
のり類養殖	33	8	24.2	47	12	25.5
(中小漁業層)	52	14	26.9	76	16	21.1
動力漁船使用 (総10トン以上総1,000トン未満)	85	24	28.2	107	48	44.9
(大規模漁業層)						
動力漁船使用 (総1,000トン以上)	-	-	-	-	-	-

経営体階層は、漁業経営体が「調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類」及び「調査期日前1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

(ア) 初めに、「調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)」が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。

(イ) (ア)に該当しない経営体について、「調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買付け用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。)」により区分(使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。)

【調査結果の利活用】



漁業センサス

- ・ 総務省が行う「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)に基づく普通交付税算定の際に利用
- ・ 「漁業法」(昭和24年法律第267号)に基づき、漁業調整委員会等に関する費用の財源に充てるため、都道府県に対する交付金の算定の際に利用
- ・ 水産施策の企画・立案の基礎資料として活用
- ・ 各種水産統計調査の母集団として利用

統計表

符号は次のとおりである。

「－」は事実のないもの

「…」は調査を欠くもの

「0」は単位に満たないもの

「△」は負数又は減少したもの

1 漁業経営体

(1) 経営組織別漁業経営体数

単位:経営体

区分	兵庫県										全国		
	全県						うち日本海西区		うち瀬戸内海区		令和5年	平成30年	増減率(%) (令5-平30)
	令和5年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)	増減(令5-平30)		令和5年	平成30年	令和5年	平成30年			
					実数	増減率(%)							
計	2,322	100.0	2,712	100.0	△ 390	△ 14.4	290	318	2,032	2,394	65,652	79,067	△ 17.0
個人経営体	1,902	81.9	2,247	82.9	△ 345	△ 15.4	248	280	1,654	1,967	61,386	74,526	△ 17.6
団体経営体	420	18.1	465	17.1	△ 45	△ 9.7	42	38	378	427	4,266	4,541	△ 6.1
会社	79	3.4	67	2.5	12	17.9	41	36	38	31	2,646	2,548	3.8
漁業協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	154	163	△ 5.5
漁業生産組合	1	0.0	1	0.0	0	0.0	1	1	-	-	94	94	0.0
共同経営	340	14.6	397	14.6	△ 57	△ 14.4	-	1	340	396	1,339	1,700	△ 21.2
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	36	△ 8.3

(2) 漁業層別経営体数

単位:経営体

区分	兵庫県										全国		
	全県						うち日本海西区		うち瀬戸内海区		令和5年	平成30年	増減率(%) (R5-H30)
	令和5年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)	増減(R5-H30)		令和5年	平成30年	令和5年	平成30年			
					実数	増減率(%)							
計	2,322	100.0	2,712	100.0	△ 390	△ 14.4	290	318	2,032	2,394	65,652	79,067	△ 17.0
沿岸漁業層	2,086	89.8	2,393	88.2	△ 307	△ 12.8	240	253	1,846	2,140	61,444	74,151	△ 17.1
うち海面養殖層	342	14.7	388	14.3	△ 46	△ 11.9	1	-	341	388	12,164	13,950	△ 12.8
うち海面養殖を除く沿岸漁業層	1,744	75.1	2,005	73.9	△ 261	△ 13.0	239	253	1,505	1,752	49,280	60,201	△ 18.1
中小漁業層	236	10.2	319	11.8	△ 83	△ 26.0	50	65	186	254	4,153	4,862	△ 14.6
大規模漁業層	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55	54	1.9

(3) 漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数

単位:経営体

区分	合計	販売金額なし	販売金額別											
			100万円未満	100万円～300万円	300万円～500万円	500万円～800万円	800万円～1000万円	1000万円～1500万円	1500万円～2000万円	2000万円～5000万円	5000万円～1億円	1億円～2億円	2億円以上	
兵庫県	経営体数	2,322	2	513	469	282	190	108	137	78	250	119	133	41
	構成比(%)	100.0	0.1	22.1	20.2	12.1	8.2	4.7	5.9	3.4	10.8	5.1	5.7	1.8
	うち日本海西区	290	2	152	49	21	7	4	4	-	2	8	25	16
	うち瀬戸内海区	2,032	0.7	52.4	16.9	7.2	2.4	1.4	1.4	-	0.7	2.8	8.6	5.5
全国	経営体数	65,652	1,049	18,911	13,908	7,822	6,104	3,176	3,701	2,211	4,870	1,875	1,028	997
	構成比(%)	100.0	1.6	28.8	21.2	11.9	9.3	4.8	5.6	3.4	7.4	2.9	1.6	1.5

(4) 漁獲物・収穫物の出荷先別延べ漁業経営体数

単位:経営体

区分	計(実数)	漁獲物・収穫物の出荷先別										
		漁協の市場又は荷さばき所	漁協以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者・生協	外食産業	消費者に直接販売	自営の水産物直売所で	その他の水産物直売所で	他の方法で	その他	
兵庫県	令和5年	2,322	1,704	414	336	92	60	252	84	36	163	71
	構成比(%)	100.0	73.4	17.8	14.5	4.0	2.6	10.9	3.6	1.6	7.0	3.1
	平成30年	2,712	1,942	565	406	99	40	316	59	44	213	56
	構成比(%)	100.0	71.6	20.8	15.0	3.7	1.5	11.7	2.2	1.6	7.9	2.1
	増減率(%)	△ 14.4	△ 12.3	△ 26.7	△ 17.2	△ 7.1	50.0	△ 20.3	42.4	△ 18.2	△ 23.5	26.8
うち日本海西区	令和5年	290	289	5	1	2	-	3	-	-	3	1
	平成30年	318	317	9	1	-	-	7	-	-	7	-
うち瀬戸内海区	令和5年	2,032	1,415	409	335	90	60	249	84	36	160	70
	平成30年	2,394	1,625	556	405	99	40	309	59	44	206	56
全国	令和5年	65,652	50,349	11,887	6,503	2,812	1,546	8,633	1,545	2,234	5,542	1,876
	平成30年	79,067	60,702	15,472	7,420	4,151	1,251	9,973	1,257	2,458	6,258	2,846

※複数回答のある項目であるため、計(実数)と内訳を合計した数値は一致しない。

2 労働力

(1) 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

単位:人

	兵庫県						全国					
	計		漁業従事世帯員		漁業従事役員数		計		漁業従事世帯員		漁業従事役員数	
	令和5年	構成比(%)	令和5年	構成比(%)	令和5年	構成比(%)	令和5年	構成比(%)	令和5年	構成比(%)	令和5年	構成比(%)
計	3,947	100.0	2,685	100.0	1,262	100.0	121,230	100.0	111,473	100.0	9,757	100.0
15~19歳	32	0.8	25	0.9	7	0.6	724	0.6	708	0.6	16	0.2
20~24	145	3.7	119	4.4	26	2.1	3,280	2.7	3,177	2.9	103	1.1
25~29	189	4.8	141	5.3	48	3.8	4,687	3.9	4,485	4.0	202	2.1
30~34	185	4.7	134	5.0	51	4.0	5,588	4.6	5,240	4.7	348	3.6
35~39	267	6.8	147	5.5	120	9.5	7,344	6.1	6,696	6.0	648	6.6
40~44	310	7.9	226	8.4	84	6.7	8,405	6.9	7,566	6.8	839	8.6
45~49	356	9.0	234	8.7	122	9.7	8,891	7.3	7,925	7.1	966	9.9
50~54	405	10.3	238	8.9	167	13.2	10,437	8.6	9,256	8.3	1,181	12.1
55~59	406	10.3	245	9.1	161	12.8	11,185	9.2	9,959	8.9	1,226	12.6
60~64	386	9.8	246	9.2	140	11.1	13,175	10.9	11,886	10.7	1,289	13.2
65~69	376	9.5	252	9.4	124	9.8	14,074	11.6	12,900	11.6	1,174	12.0
70~74	384	9.7	288	10.7	96	7.6	15,388	12.7	14,467	13.0	921	9.4
75歳以上	506	12.8	390	14.5	116	9.2	18,052	14.9	17,208	15.4	844	8.7

(2) 年齢階層別責任のある者数

単位:人

	兵庫県						全国					
	計		個人経営体		団体経営体		計		個人経営体		団体経営体	
	令和5年	構成比(%)	令和5年	構成比(%)	令和5年	構成比(%)	令和5年	構成比(%)	令和5年	構成比(%)	令和5年	構成比(%)
計	3,266	100.0	2,004	100.0	1,262	100.0	76,255	100.0	66,498	100.0	9,757	100.0
15~19	7	0.2	-	-	7	0.6	45	0.1	29	0.0	16	0.2
20~24	39	1.2	13	0.6	26	2.1	360	0.5	257	0.4	103	1.1
25~29	73	2.2	25	1.2	48	3.8	912	1.2	710	1.1	202	2.1
30~34	100	3.1	49	2.4	51	4.0	1,542	2.0	1,194	1.8	348	3.6
35~39	191	5.8	71	3.5	120	9.5	2,719	3.6	2,071	3.1	648	6.6
40~44	164	5.0	80	4.0	84	6.7	3,843	5.0	3,004	4.5	839	8.6
45~49	261	8.0	139	6.9	122	9.7	4,938	6.5	3,972	6.0	966	9.9
50~54	369	11.3	202	10.1	167	13.2	6,427	8.4	5,246	7.9	1,181	12.1
55~59	398	12.2	237	11.8	161	12.8	7,614	10.0	6,388	9.6	1,226	12.6
60~64	355	10.9	215	10.7	140	11.1	9,186	12.0	7,897	11.9	1,289	13.2
65~69	377	11.5	253	12.6	124	9.8	10,399	13.6	9,225	13.9	1,174	12.0
70~74	393	12.0	297	14.8	96	7.6	12,185	16.0	11,264	16.9	921	9.4
75歳以上	539	16.5	423	21.1	116	9.2	16,085	21.1	15,241	22.9	844	8.7

(3) 団体経営体における役職別責任のある者数

単位:人

区分	計(実数)	経営主	海上作業において責任のある者					陸上作業において責任のある者		
			漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外			
兵庫県	全県	数(人)	1,262	877	287	669	88	124	279	294
		構成比(%)	100.0	69.5	22.7	53.0	7.0	9.8	22.1	23.3
		平均年齢(歳)	-	55.0	56.5	52.8	52.3	51.7	52.6	58.5
	うち 日本海西区	数(人)	70	42	13	22	5	-	2	45
		構成比(%)	100.0	60.0	18.6	31.4	7.1	-	2.9	64.3
		平均年齢(歳)	-	59.4	52.5	49.5	50.9	-	46.0	61.7
	うち 瀬戸内海区	数(人)	1,192	835	274	647	83	124	277	249
		構成比(%)	100.0	70.1	23.0	54.3	7.0	10.4	23.2	20.9
		平均年齢(歳)	-	54.8	56.8	52.9	52.9	51.7	52.7	58.0
全国	数(人)	9,757	5,738	1,966	3,213	860	880	2,145	3,970	
	構成比(%)	100.0	58.8	20.1	32.9	8.8	9.0	22.0	40.7	
	平均年齢(歳)	-	58.7	57.0	55.0	52.6	52.1	53.1	59.4	

※複数回答であるため、計(実数)と内訳を合計した数値は一致しない。

(4) 自営・雇われ別漁業就業者数

単位:人

区分	兵庫県						全国					
	全県											
	令和5年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)	増減(R5-H30)	増減率(%)	令和5年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)	増減率(%)	
漁業就業者数 計	3,947	100.0	4,840	100.0	△ 893	△ 18.5	121,230	100.0	151,701	100.0	△ 20.1	
自家漁業のみに従事	1,462	37.0	1,812	37.4	△ 350	△ 19.3	68,468	56.5	86,943	57.3	△ 21.2	
うち新規就業者数	4	0.1	3	0.1	1	33.3	409	0.3	469	0.3	△ 12.8	
漁業従事役員	1,141	28.9	1,328	27.4	△ 187	△ 14.1	8,019	6.6	8,726	5.8	△ 8.1	
漁業雇われ	1,344	34.1	1,700	35.1	△ 356	△ 20.9	44,743	36.9	56,032	36.9	△ 20.1	

(5) 年齢階層別漁業就業者数

単位:人

区分	兵庫県										全国			
	全県						うち日本海西区		うち瀬戸内海区					
	令和5年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)	増減(R5-H30)		令和5年	平成30年	令和5年	平成30年	令和5年	平成30年	増減率(%)	
計	3,947	100.0	4,840	100.0	△ 893	△ 18.5	513	631	3,434	4,209	121,230	151,701	△ 20.1	
男	3,879	98.3	4,725	97.6	△ 846	△ 17.9	511	631	3,368	4,094	109,621	134,186	△ 18.3	
女	68	1.7	115	2.4	△ 47	△ 40.9	2	-	66	115	11,609	17,515	△ 33.7	
年齢別	15~19歳	32	0.8	48	1.0	△ 16	△ 33.3	3	4	29	44	724	1,065	△ 32.0
	20~24歳	145	3.7	185	3.8	△ 40	△ 21.6	18	23	127	162	3,280	4,027	△ 18.5
	25~29歳	189	4.8	205	4.2	△ 16	△ 7.8	20	31	169	174	4,687	5,352	△ 12.4
	30~34歳	185	4.7	312	6.4	△ 127	△ 40.7	34	62	151	250	5,588	7,597	△ 26.4
	35~39歳	267	6.8	321	6.6	△ 54	△ 16.8	53	58	214	263	7,344	8,842	△ 16.9
	40~44歳	310	7.9	376	7.8	△ 66	△ 17.6	55	43	255	333	8,405	9,826	△ 14.5
	45~49歳	356	9.0	464	9.6	△ 108	△ 23.3	37	43	319	421	8,891	11,185	△ 20.5
	50~54歳	405	10.3	490	10.1	△ 85	△ 17.3	33	46	372	444	10,437	12,836	△ 18.7
	55~59歳	406	10.3	455	9.4	△ 49	△ 10.8	43	71	363	384	11,185	14,851	△ 24.7
	60~64歳	386	9.8	487	10.1	△ 101	△ 20.7	55	76	331	411	13,175	18,003	△ 26.8
	65~69歳	376	9.5	491	10.1	△ 115	△ 23.4	52	62	324	429	14,074	21,115	△ 33.3
	70~74歳	384	9.7	409	8.5	△ 25	△ 6.1	50	40	334	369	15,388	16,164	△ 4.8
75歳以上	506	12.8	597	12.3	△ 91	△ 15.2	60	72	446	525	18,052	20,838	△ 13.4	

3 漁船

(1) 漁船規模別隻数

単位:隻

区分	兵庫県										全国			
	全県						うち日本海西区		うち瀬戸内海区					
	令和5年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)	増減(R5-H30)		令和5年	平成30年	令和5年	平成30年	令和5年	平成30年	増減率(%)	
計	4,165	100.0	5,167	100.0	△ 1002	△ 19.4	337	383	3,828	4,784	109,247	132,201	△ 17.4	
無動力漁船	53	1.3	60	1.2	△ 7	△ 11.7	1	3	52	57	2,436	3,080	△ 20.9	
船外機付漁船	878	21.1	1,186	23.0	△ 308	△ 26.0	150	170	728	1,016	47,923	59,201	△ 19.1	
動力漁船 計	3,234	77.6	3,921	75.9	△ 687	△ 17.5	186	210	3,048	3,711	58,888	69,920	△ 15.8	
動力漁船 トン数規模別	1トン未満	102	2.4	122	2.4	△ 20	△ 16.4	10	7	92	115	4,036	3,915	3.1
	1~3	586	14.1	778	15.1	△ 192	△ 24.7	60	65	526	713	14,570	18,162	△ 19.8
	3~5	1,622	38.9	2,006	38.8	△ 384	△ 19.1	37	47	1,585	1,959	22,389	27,747	△ 19.3
	5~10	664	15.9	743	14.4	△ 79	△ 10.6	28	25	636	718	10,355	11,819	△ 12.4
	10~20	222	5.3	223	4.3	△ 1	△ 0.4	14	18	208	205	6,750	7,368	△ 8.4
	20~30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	51	△ 17.6
	30~50	12	0.3	14	0.3	△ 2	△ 14.3	11	13	1	1	72	63	14.3
	50~100	19	0.5	31	0.6	△ 12	△ 38.7	19	31	-	-	137	199	△ 31.2
100トン以上	7	0.2	4	0.1	2	75.0	7	4	-	-	537	596	△ 9.9	

4 個人経営体

(1) 専兼業別個人経営体数

単位:経営体

	兵庫県										全 国		
	令和5年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)	増減(R5-H30)		うち日本海西区		うち瀬戸内海区		令和5年	平成30年	増減率(%) R5-H30)
					実数	増減率(%)	令和5年	平成30年	令和5年	平成30年			
計	1,902	100.0	2,247	100.0	△ 345	△ 15.4	248	280	1,654	1,967	61,386	74,526	△ 17.6
専業 (自家漁業のみ)	918	48.3	1,103	49.1	△ 185	△ 16.8	109	118	809	985	33,921	38,298	△ 11.4
兼業	984	51.7	1,144	50.9	△ 160	△ 14.0	139	162	845	982	27,465	36,228	△ 24.2
第1種兼業 (自家漁業が主)	426	22.4	565	25.1	△ 139	△ 24.6	38	71	388	494	13,571	19,664	△ 31.0
第2種兼業 (自家漁業が従)	558	29.3	579	25.8	△ 21	△ 3.6	101	91	457	488	13,894	16,564	△ 16.1

(2) 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数

単位:経営体

区分	兵庫県										全 国			
	全 国				増減(R5-H30)		うち日本海西区		うち瀬戸内海区		令和5年	平成30年	増減率(%) R5-H30)	
	令和5年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)	実数	増減率(%)	令和5年	平成30年	令和5年	平成30年				
計	1,902	100.0	2,247	100.0	△ 345	△ 15.4	248	280	1,654	1,967	61,386	74,526	△ 17.6	
世帯上 員が業 に従事 する	1,901	99.9	2,240	99.7	△ 339	△ 15.1	247	273	1,654	1,967	61,322	74,465	△ 17.6	
計	33	1.7	34	1.5	△ 1	△ 2.9	1	3	32	31	794	834	△ 4.8	
29歳以下	43	2.3	56	2.5	△ 13	△ 23.2	9	6	34	50	1,026	1,261	△ 18.6	
30~34	68	3.6	66	2.9	2	3.0	9	7	59	59	1,874	2,103	△ 10.9	
35~39	74	3.9	110	4.9	△ 36	△ 32.7	10	7	64	103	2,757	3,032	△ 9.1	
40~44	130	6.8	181	8.1	△ 51	△ 28.2	10	5	120	176	3,652	4,555	△ 19.8	
45~49	191	10.0	238	10.6	△ 47	△ 19.7	5	15	186	223	4,895	5,902	△ 17.1	
50~54	229	12.0	226	10.1	3	1.3	12	24	217	202	5,901	7,614	△ 22.5	
55~59	209	11.0	273	12.1	△ 64	△ 23.4	25	40	184	233	7,316	9,454	△ 22.6	
60~64	244	12.8	327	14.6	△ 83	△ 25.4	42	51	202	276	8,546	12,944	△ 34.0	
65~69	285	15.0	306	13.6	△ 21	△ 6.9	59	41	226	265	10,420	10,752	△ 3.1	
70~74	395	20.8	423	18.8	△ 28	△ 6.6	65	74	330	349	14,141	16,014	△ 11.7	
75歳以上	1	0.1	7	0.3	△ 6	△ 85.7	1	7	0	-	64	61	4.9	
海上作業従事世帯員がない														

(3) 後継者がいる漁業層別個人経営体数

単位:経営体

	兵庫県								全 国						
	令和5年		平成30年		うち、後継者ありの増減(R5-H30)		うち、後継者あり		令和5年		平成30年		うち、後継者ありの増減(R5-H30)		
	個人経営体	うち、後継者あり	個人経営体	うち、後継者あり	実数	増減率(%)	個人経営体	うち、後継者あり	個人経営体	うち、後継者あり	個人経営体	うち、後継者あり	個人経営体	うち、後継者あり	
計	1,902	279	14.7	2,247	306	13.6	△ 27	△ 8.8	61,386	10,359	16.9	74,526	12,699	17.0	△ 18.4
沿岸漁業層計	1,817	255	14.0	2,140	258	12.1	△ 3	△ 1.2	58,512	9,313	15.9	71,117	11,410	16.0	△ 18.4
海面養殖層計	151	39	25.8	182	53	29.1	△ 14	△ 26.4	10,718	3,261	30.4	12,506	3,956	31.6	△ 17.6
上記以外の 沿岸漁業層計	1,666	216	13.0	1,958	205	10.5	11	5.4	47,794	6,052	12.7	58,611	7,454	12.7	△ 18.8
中小漁業層計	85	24	28.2	107	48	44.9	△ 24	△ 50.0	2,870	1,045	36.4	3,408	1,288	37.8	△ 18.9
大規模漁業層計	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	25.0	1.0	1	25.0	0.0

(参考)

用語等の解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
調査期日	令和5年11月1日
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額が多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。 ア 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満か

	<p>ら動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。</p> <p>なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。</p>
漁業層	以下の各層をいう。
沿岸漁業層	経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
中小漁業層	経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類。具体的には4ページ表4の区分のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	<p>漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。</p>
出荷先	<p>漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・収獲物を直接出荷した相手先をいう。</p> <p>なお、調査期日前1年間に出荷していない場合は、出荷を予定している出荷先とした。</p>
漁協の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷した場合が該当する。
漁協以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷した場合が該当する。
流通業者・加工業者	<p>卸売問屋、商社などの流通業者、加工業者へ出荷した場合が該当する。</p> <p>また、自ら生産した水産動植物を原料として自ら加工した品を「消費者に直接販売」以外に出荷している場合もここに該当する。</p>
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商等の小売業者、生協へ出荷した場合が該当する。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷した場合が該当する。
消費者に直接販	自ら生産した水産動植物又はそれを原料として自ら加工し

売	た品を消費者に直接販売した場合が該当する。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売した場合が該当する。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売した場合が該当する。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話、郵送等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当する。
その他	上記以外に出荷した場合が該当する。
漁業従事世帯員（家族）	個人経営体の世帯員のうち調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。 なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
漁業従事役員	団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。 なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における漁業従事役員をいう。
経営主	自営漁業の経営に責任を持つ者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参画者（経営主を除く）	個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に経営主とともに自営漁業の経営に関する決定に参画した者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長、司ちゅう長（コック長）など海上作業における各部門における責任者をいう。 なお、役職についていない役員も含む。

陸上作業において責任のある者	管理運營業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業従事役員	前述の「漁業従事役員」に同じ。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	<p>調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。</p>
11月1日現在の海上作業従事者	<p>満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。</p> <p>なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。</p>
漁船	<p>調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付け

<p>動力漁船</p>	<p>た漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。</p> <p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。</p> <p>なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p>
<p>漁業の海上作業</p>	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <p>a 漁船を使用した養殖施設までの往復</p> <p>b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し</p> <p>c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業</p> <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <p>a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業</p> <p>b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除</p> <p>c 池又は水槽の見回り</p> <p>d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）</p> <p>e 収獲物の取り上げ作業</p>
<p>漁業の陸上作業</p>	<p>漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。</p> <p>ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）</p>

	イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業
	ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ
	エ 悪天候時の出漁待機
	オ 餌の仕入れ及び調餌作業
	カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業
	キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
	ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。
	ケ 自家漁業の管理運營業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。
兼業の種類	
水産物の加工	水産物を主たる原料とする加工製造業をいう。 他から水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自ら生産した生産物であっても、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものを含む。 なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含まない。
漁家民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第3者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合

	<p>の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。</p>
遊漁船業	<p>遊漁者から料金を徴収し、漁船、遊漁船等を使用して遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（船釣り、瀬渡し等）をいう。</p> <p>なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含まない。</p>
農業 小売業	<p>販売することを目的に農業を行っている場合をいう。</p> <p>自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。</p> <p>なお、インターネットや行商など、店舗を持たない場合も含む。</p>
その他	<p>上記以外のものをいう。</p>
基幹的漁業従事者	<p>各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。</p>
世代構成別 一世代個人経営	<p>漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。</p>
二世代個人経営	<p>一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。</p>
三世代等個人経営	<p>一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。</p>
後継者	<p>満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。</p>
大海区	<p>海面漁業生産統計調査の表章単位として定めた地域区分をいう。</p> <p>全国を9区分しており、それぞれの境界線については、大海区区分図（26ページ）のとおり。</p>
漁獲・収獲した水産物の輸出	<p>調査期日前1年間の自営漁業における漁獲物・収獲物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいう。</p> <p>「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>① 自ら漁獲・収獲した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）</p>

水産エコラベル
認証

した場合

- ② 自ら漁獲・収獲した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）

水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確
認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保
全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産
者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している
事業者に対して認証するものをいう。

- ア MEL（日本；漁業・養殖）
Marine Eco-Label Japan
（水産エコラベル例）



- イ MSC（英国；漁業）
Marine Stewardship Council
（水産エコラベル例）



- ウ ASC（オランダ；養殖）
Aquaculture Stewardship Council
（水産エコラベル例）



エ B A P (アメリカ ; 養殖)
Best Aquaculture Practices
(水産エコラベル例)



オ A l a s k a R F M (アメリカ ; 漁業)
Certified Seafood Collaborative
(水産エコラベル例)



漁業共済

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

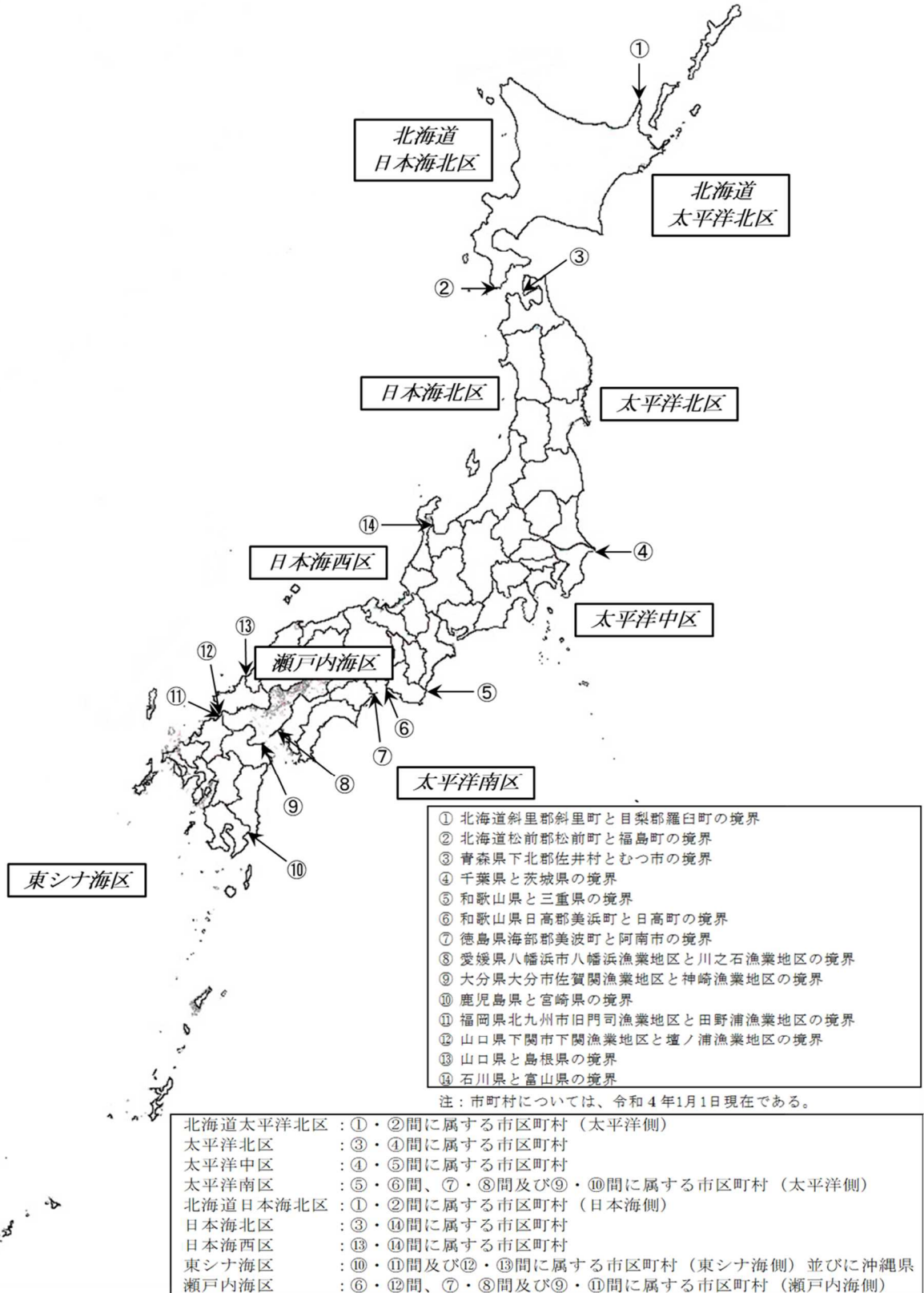
なお、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で加入している場合も含む。

積立ふらす

「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

(参考) 大海区区分図

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海峡、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分（水域区分ではなく地域区分）をいう。



【連絡先】

兵庫県企画部統計課 生活統計班（教育農林統計担当）

電 話：078-341-7711 内線2386
078-362-4130（直通）

e-mail：toukeika@pref.hyogo.lg.jp

【兵庫県統計情報URL】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/stat/index.html>

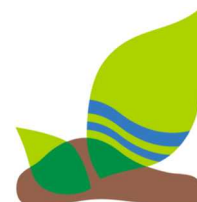
令和7年2月1日現在で、2025年農林業センサス
を実施します。



円滑な調査の実施に向けて、ご協力をお願いします。
また、調査票はオンラインによる回答も可能です。

農林業センサスホームページ

URL：<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>



農林業センサス